

最後の住所は、住民票の除票（又は戸籍の附票）により確認して記載する。（最後の本籍の記載は、申出人の任意であるが、住民票の除票等が市区町村において廃棄されている場合は、被相続人の最後の住所の記載に代えて最後の本籍を必ず記載する。）

被相続人 法務太郎 法定相続情報 1 / 2

被相続人の氏名を記載する。

最後の住所

○県 市 町 番地

最後の本籍

○県 市 町 番地

出生 昭和○年○月○日

死亡 平成○年○月○日

(被相続人)

法務太郎

住所 ○県 市 町 番地

出生 昭和○年○月○日

(長男)

法務一郎 (申出人)

申出人となる相続人には、「(申出人)」と併記する。

住所 ○県 市 町 番地

出生 昭和○年○月○日

(妻)

法務花子

被代襲者

(昭和 年 月 日死亡)

被代襲者

(2 / 2) へ続く
(昭和 年 月 日死亡)

以下余白

出典:法務省ホームページ